

質問第一四九号

ノズドレフ駐日ロシア大使信任状捧呈式に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和六年五月二十八日

鈴木 宗 男

参議院議長 尾辻 秀久 殿

ノズドレフ駐日ロシア大使信任状捧呈式に関する質問主意書

本年五月二十三日、皇居・宮殿「松の間」で、ノズドレフ駐日ロシア大使がプーチン大統領からの信任状を天皇陛下に手渡す「信任状捧呈式」が行われた件に関し、以下質問する。

一 ノズドレフ駐日ロシア大使がプーチン大統領からの信任状を天皇陛下に手渡す「信任状捧呈式」が行われたが、儀式について「外務省が非公開とするよう要請し、報道機関が求めた撮影を認めなかった。外務省担当者は「現下のロシアを巡る国際情勢を踏まえ、儀式の様子の写真と映像を対外的に公表することは望ましくないと判断した」と説明した。」と報道されているが、この報道は事実であるか。

二 現下のロシアを巡る国際情勢とは、いかなる国際情勢か、具体的に示されたい。

三 ノズドレフ駐日ロシア大使から天皇陛下への信任状捧呈式を非公開とすることは外務大臣の判断で行ったのか。

四 国事行為である信任状捧呈式を非公開にすることについて、どのような判断で行ったのか。

五 信任状捧呈式を非公開にすることについて、内閣総理大臣に事前に説明はあったのか。あったならば、どのような説明があったのか明らかにされたい。

六 前記五について、事前に説明があつたならば、信任状捧呈式を非公開で行うことについて総理大臣の考
え、認識を示されたい。

七 憲法が定める国事行為を非公開にすることを日本国政府としてどう考えているのか。

八 新任の外国大使が本国から持参した信任状を陛下に手渡す儀式において、過去、非公開にした事例はあ
るか。あるならば、国名と非公開にした理由、全ての事例を明らかにされたい。

九 同日実施されたニコラオス・アルギロス駐日ギリシャ大使から天皇陛下への信任状捧呈式は通常通り行
われたとのことだが、同じ国事行為における対応の違いは、外交儀礼上相手国を侮辱する行為であり、二
国間関係、国益を損ねると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。